

## 7-14-1 十文字学園女子大学における研究に関する行動規範

平成26年12月18日

学長裁定

平成29年1月19日最終改正

十文字学園女子大学は、建学の精神のもと、強健な身体と確固たる精神及び自由に活用できる実用的知識を持ち、社会に役立つ有用な人材を育成することを基本理念として掲げ、研究成果を積極的に社会に還元させることを目標としている。

本学の教職員は、この目標を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、研究の実施及び研究費の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意する。

- 1 教職員は、研究の実施及び研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
- 2 教職員は、研究費が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることに注意を図り、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
- 3 教職員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。
- 4 教職員は、それぞれの立場で専門的能力を高め、効率的な研究を推進することに努める。
- 5 教職員は、国民の疑惑や不信を招きかねない行為及び大学に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎む。
- 6 教職員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存しなければならない。
- 7 教職員は、情報・データ等の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、知的財産権等で制約される場合を除き、これを開示しなければならない。
- 8 教職員は学生に対して研究活動に必要な倫理教育を実施するとともに、学生が研究活動に従事するときは、学生が研究活動を遂行するうえで不利益を被らないように配慮しなければならない。

研究に関する誓約書